

岐阜県公報

号 外 (2) 平成二十一年 八 月 四 日

目 次

選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日等
○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間

(選挙管理委員会) ページ
一 一

(同) 一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日等を次のとおり定めた。

平成二十一年八月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

一 基準日

平成二十一年八月十七日

ただし、年齢の基準日は、平成二十二年八月三十日とする。

二 登録日

平成二十一年八月十七日

三 縦覧期間

平成二十一年八月十八日

岐阜県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めた。

平成二十一年八月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

平成二十一年八月十八日

平成二十一年八月四日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社